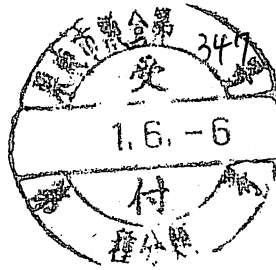


請願書第 2 号



2019年6月6日

栗東市議会議長 藤田啓仁 様

「所得税法第 56 条の廃止を求めることについての意見書採択」に関する請願書

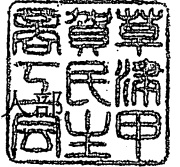
請願者 〒520-3014

栗東市川辺 424-2

草津甲賀民主商工会婦

電話：077-552-9393

部長：大西 里恵



紹介議員

青木千尋

伊吹 裕

中村 昌司

【請願趣旨】

所得税法第56条の廃止を求めることについての意見採択を求めます。

【請願理由】

地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし事業主と共に働き、営業を支える家族従業者の「働き分」は、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めていません。配偶者が年86万円、配偶者以外の親族は年50万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも満たない額です。そのことが低単価、低賃金、低い年金など劣悪な社会保障の要因となっており、後継者不足にもつながっています。近年大きな自然災害が増加し、職人不足が言われています。地域をよく知る身近な中小業者の存在が貴重なものになっています。地域に貢献する中小業者と事業を支える家族従業者の人権保障と地位向上が求められています。

「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第57条）との回答もありますが、同じ労働に対して、青色申告と白色申告すなわち申告の形態で、専従者給与額に差を設ける制度は労働に対する正当な評価とは言えず、働く人の人権を無視するものです。

家族従業者の人権を認めない所得税法第56条は廃止すべきと、現在全国で10県を含む513（2018年12月）自治体が国に意見書をあげています。家族経営における専従者の8割が女性です。第4次男女共同参画基本計画は、「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」と明記しています。世界の主要国では家族従業者の人格・人権・労働を正当に評価し、その働き分を必要経費に認めています。

国連女性差別撤廃委員会では2016年日本政府に対し「所得税法第56条が家族従業女性の経済的自立を妨げていること」を懸念し、「所得税法の見直し」を勧告しました。日本弁護士連合会（日弁連）も2017年11月、所得税法第56条・57条見直しの意見書を公表し、「家族従業者としての労働を正当に評価し、家族従業者に対する支払い給与についても他人を雇用した場合と同様、経費に算入することを原則とし、支払われた賃金については家族従業者本人の労働の対価と明確に位置付けるよう、専従者給与制度の見直しを検討すべきである」としています。以上の理由から、所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出していただくようお願いします。253筆の署名を添えてお願いいたします。

(1) 所得税法第56条の廃止をもとめる